



りそな銀行アジアニュース

平成 21 年 12 月 1 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【上海駐在員事務所】

中国における個人外貨取引の規制強化について

2009 年 11 月 19 日付で、中国国家外貨管理局は、「個人の外貨購入・決済管理業務を更に完備させることに関する通知」(匯發【2009】56 号)を公布・施行し、投機資金(中国語:「熱錢」)の流入・流出を防ぐため、個人による外貨取引に対する規制を強化しました。本通知は個人の年間外貨取引限度額(※注)の超過を回避するため多数取引があるかのように偽装する取引を防止すると同時に、個人の手持外貨取引の取扱方法などが規定されています。具体的な内容は以下の通りです。

※注: 中国では、個人の外貨取引限度額は年間 5 万米ドル相当とされています。

1、多数取引があるかのように偽装する以下のような取引への監督・管理強化

①	国外にいる同一の個人又は法人が同日中、隔日または連日にわたり、国内にいる 5 人以上の異なる個人に外貨送金し、受取人が別々に外貨を人民元に両替すること。
②	5 人以上の異なる個人が同日中、隔日または連日にわたり、別々に外貨を購入し、国外にいる同一個人や法人に送金すること。
③	5 人以上の異なる個人が同日中、隔日または連日にわたり、別々に外貨を人民元に両替し、その人民元を同一個人や法人の人民元口座に預入または振り込むこと。
④	個人が 7 日間のあいだに、同一の外貨預金口座から 5 回以上にわたり約 1 万米ドル相当の外貨を引出す、或いは 5 人以上が同日中に同一銀行の支店ネットワークでそれぞれ約 5 千米ドル相当の外貨現金を人民元に両替すること。
⑤	同一の個人がその外貨預金口座にある資金を 5 人以上の直系親族へ振替し、直系親族が別々に年間外貨取引限度内で人民元に両替すること、或いは、同一個人の 5 人以上の直系親族が別々に年間外貨取引限度内で外貨を購入し、購入した外貨を当該個人の外貨預金口座に振替すること。
⑥	その他、多数の人数・頻度を経た取引を行うことにより取引限度額管理を回避する外貨取引。

2、手持外貨を両替する場合の手続

年間外貨取引限度額を超えない場合	<ul style="list-style-type: none"> 一日の外貨両替額が合計で 5 千米ドル相当以下の場合、本人の有効な身分証明書を提示して銀行で手続を行う。 一日の外貨両替額が合計で 5 千米ドル相当より多い場合は、本人の有効な身分証明以外に、税関によりサインされた税関申告書(※中国名「中華人民共和国海関進境旅客行李物品申報単」)、或いは預金銀行の外貨資金引出証票を本人が提示して銀行で手続を行う。
年間外貨取引限度額を超える場合	<ul style="list-style-type: none"> 経常項目の場合は、本人の有効な身分証明書、税関申告書、預金銀行の外貨資金引出証票、及び取引金額の関連証明資料の提示により銀行で手続を行う。 資本項目の場合は、本人の有効な身分証明書、税関申告書及び取引銀行の外貨預金引出証票の提示に加え、個人の資本項目規定に基づき手続を行う。

その他、本通知により、経常項目で、個人が企業運営以外に利用する目的で外貨を購入する場合、その購入資金は人民元現金や、本人或は直系親族の人民元口座、銀行カードの残高に限ること等が新たに盛り込まれています。

照会先: 法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京) 電話 03-5223-6672
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 * 禁無断転載